	②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウエブサイト等で容易に確認できること。 ④再生利用しにくい加工が施されていないこと。 【配慮事項】 ①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）1　「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

ア．森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

イ．資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材､曲がり材､小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

2　「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

3　「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び塗工量をいう。

また､「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

4　「総合評価値」とは備考５に示されるY_1又はY_2の値をいう。

「指標値」とは、備考５に示されるx_1，x_2，x_3，x_4の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考５に示されるx_5，x_6の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考５のy_1，y_2，y_3，y_4，y_5について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

5　総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$Y_1=(y_1+y_2+y_3)+y_4$

$Y_2=(y_1+y_2+y_3)+y_5$

$y_1=x_1-10$　（$60 \leqq x_1 \leqq 100$）

$y_2=x_2+x_3$　（$0 \leqq x_2+x_3 \leqq 40$）

$y_3=0.5\times x_4$　（$0 \leqq x_4 \leqq 40$）

$y_4=-x_5+75$　（$60 \leqq x_5 \leqq 75$，$x_5<60 \rightarrow x_5=60$，$x_5>75 \rightarrow x_5=75$）

$y_5=-0.5x_6+20$　（$0<x_6 \leqq 10 \rightarrow x_6=10, 10<x_6 \leqq 20 \rightarrow x_6=20, 20<x_6 \leqq 30 \rightarrow x_6=30$，$x_6>30 \rightarrow x_6=40$）

Y_1，Y_2及びy_1，y_2，y_3，y_4，y_5，x_1，x_2，x_3，x_4，x_5，x_6は次の数値を表す。

Y_1（塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値）：y_1，y_2，y_3，y_4の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

Y_2（塗工されている印刷用紙に係る総合評価値）：y_1，y_2，y_3，y_5の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2：森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値（ファンシーペーパー又は抄色紙（色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。）には適用しない。）

ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準（印刷参照）に示されたAランク（紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの）の紙である場合は５、それ以外の紙である場合は０

y_5：塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1：最低保証の古紙パルプ配合率（%）

x_2：森林認証材パルプ利用割合（%）

x_2＝（森林認証材パルプ／バージンパルプ）×（$100-x_1$）

x_3：間伐材等パルプ利用割合（%）

x_3＝（間伐材等パルプ／バージンパルプ）×（$100-x_1$）

x_4：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合（%）

x_4＝（その他の持続可能性を目指したパルプ／バージンパルプ）×（$100-x_1$）

x_5：白色度（%）

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±３%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

x_6：塗工量（g／㎡）

塗工量（両面への塗布量）は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

6　調達を行う各機関は、印刷用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウエブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。

7　紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年２月15日）」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年４月１日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年４月１日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年４月１日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

8　紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年２月13日）」に準拠して行うものとする。